

Edulution

令和6年度千葉県教育庁教育振興部
学習指導課ICT教育推進室発行
GIGAスクール通信 vol.14 (R6.11.18)
教育 (Education) × 進化 (Evolution) の造語
「ICT」を効果的に活用することで、
教育の次なるステップを目指しましょう。



※県教育委員会ホームページのICT教育のバナーにアクセスしてください。
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/giga/jouhoukeikaku.html>

著作権について確認しよう～あなたの学校のHPは大丈夫ですか～

学校のHPに掲載している記事のイラストが、著作権侵害となっているため、教育委員会や学校が賠償を請求される事案が発生しています。インターネットによって簡単に画像が検索できるようになりましたが、著作権について正しく理解をしておかないと、知らないうちに法律を犯してしまう可能性があります。ここでは基本的な事柄を再確認するため、以下の設問に回答してみましょう。

問	著作権に係る作業内容
1	教育関係の新聞記事をコピーして全職員に配付した。
2	授業中に新聞や雑誌の記事をコピーして配付した。
3	生徒が体育祭でヒット曲のダンスを披露した。
4	保護者向けの学校だよりにアニメのキャラクターを使用した。
5	授業をオンライン・オンデマンドで配信した。



解答を確認してみましょう ↓ あなたの認識は大丈夫ですか？

答	正誤	著作権に係る説明
1	×	紙・データどちらも配付には 許諾が必要 です。※JRRCの許諾が必要です。
2	△	授業中での使用は 許諾不要 です。オンデマンドでの活用はSARTRASへの申請が必要です。
3	△	体育祭は授業の一環なので問題ありませんが、保護者へ 動画配信する場合は許諾が必要 です。
4	×	保護者は許諾対象者ではないので、 許諾が必要 です。
5	△	配信する授業内容に著作物が含まれる場合は、SARTRASへの 申請が必要 です。

【学校教育における著作物利用のルール】 出典:文化庁

【許諾が不要】

①**学校(教育機関)**、②**授業**、③**教師・児童生徒**、④**必要な範囲**という条件を満たしている場合
※授業には学校行事等の学校で行う活動も含まれます。

【補償金の支払いが必要】=SARTRAS(授業目的公衆送信補償金等管理協会)

①オンライン・オンデマンドによる授業や学校行事の配信で著作物を使用する場合。
※著作物とは授業で使う教科書や副教材、体育祭や文化祭のBGM等が該当します。

【許諾が必要】

①未購入の教材のコピーの配付、②職員会議の資料、③著作物をインターネットにアップする場合

SARTRAS

参考URL <https://sartras.or.jp/>

授業目的公衆送信補償金等管理協会



授業目的公衆送信補償金制度は、2018年の法改正で、ICTを活用した教育での著作物利用の円滑化を図るため、**公衆送信についても補償金を支払うことで無許諾で行うことが可能**となりました。

※遠隔合同授業は無償

学校等の授業で、予習・復習用に教員が他人の著作物を用いて作成した教材を生徒の端末に送信したり、サーバにアップロードしたりすることなど、ICTの活用により授業の過程で利用するために必要な公衆送信について、**個別に著作権者等の許諾を得ることなく行うことができる**ようになりました。ただし、著作権者等の正当な利益の保護とのバランスを図る観点から、利用にあたっては制度を利用する**教育機関の設置者が、補償金を支払う**が必要となっています。

(出典:授業目的公衆送信補償金等管理協会のHPから抜粋)



県立学校は県教育委員会が、市町村立学校は市町村教育委員会が補償金を毎年支払っているの**で、オンラインやオンデマンドで著作物(教科書・副教材等)を使った配信が可能**になっています。

※補償金は児童生徒1人あたり、小学校120円、中学校180円、高校420円、特別支援学校は同年代の学校種の半額を毎年納めています。

JRRC

参考URL <https://duck.jrcc.or.jp/login>

日本複製権センター



最新の教育事情を把握するために、**新聞の記事をコピー**して職員に配付したり、PDFにしてデジタルで配付をしている教育委員会や学校が多いと思います。教職員へのコピーの配付は授業ではありませんので、**許諾が必要**になります。

2002年に新聞著作権協議会がJRRCに加盟したことにより、JRRCのHPから新聞の複写(紙・デジタル)についてまとめて許諾請求をオンラインで行うことができます。

※無料で使用料を算出するシュミレーター(複製利用許諾システム)があります。

例)紙+デジタル併用 職員数30人 13,200円、50人 14,575円(年間・税込み)

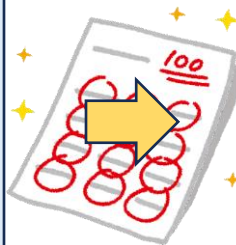


こんな場合はどうだろう？

使用する条件を満たしている場合でも確認が必要です。

【問題】

社会科のA教諭は、授業中に対面で行う小テストを、X社が販売しているミニテスト綴りを毎時間、印刷して生徒に紙で配付して使用している。著作物ではあるが、授業中で、対面での活用なので問題はない。



【回答】

①学校、②授業、③教師・児童生徒、④必要な範囲の条件を満たしていますが、著作権者に不利益をもたらすものなのでこれは認められません。許諾が必要になります。

【著作権で困ったら…】

○文化庁 学校における教育活動と著作権

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93874501_01.pdf

○日本著作権教育研究会(著作権Q&A)

<https://www.jcea.info/Q&A.html>